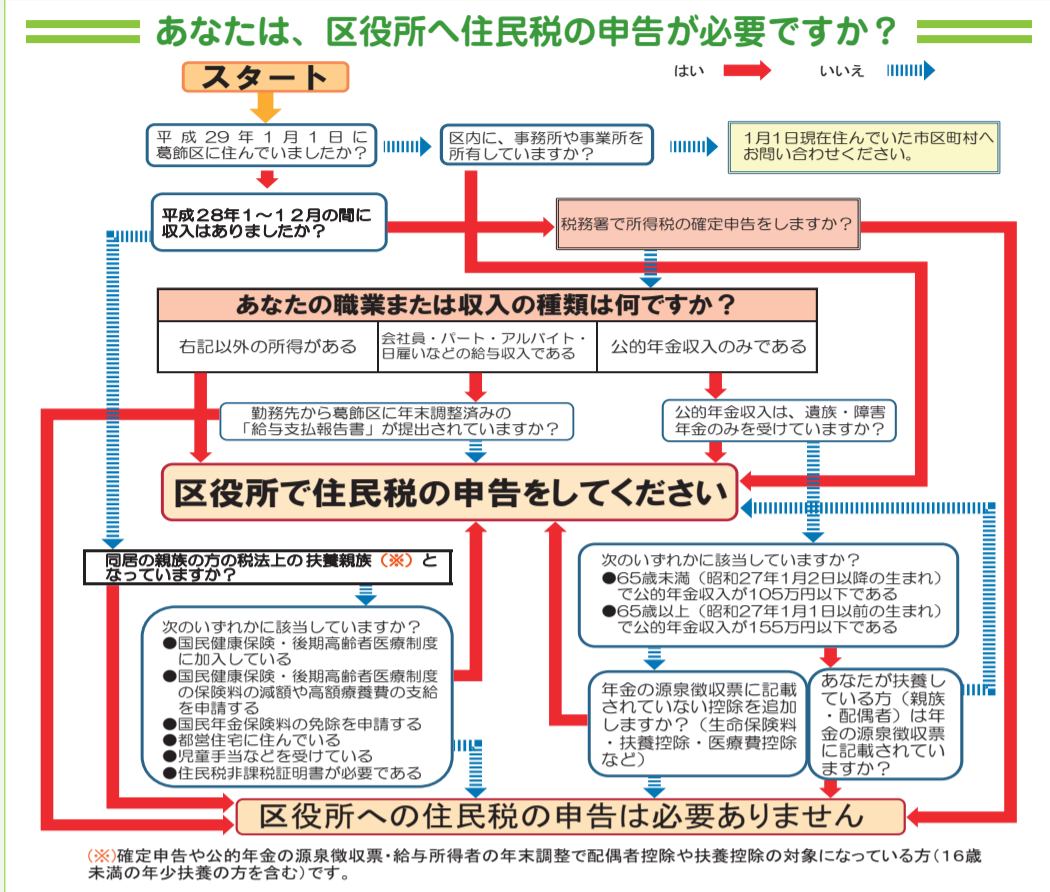


住民税

(特別区民税・都民税) 申告は税務課(区役所3階321番) ☎5654-8550



申告に必要な物

- ▶住民税申告書(住所・氏名・電話番号を記入・押印し、分かる範囲内で記入の上、お持ちください)
 - ▶印鑑
 - ▶申告が必要な方のマイナンバー(個人番号)カード、またはマイナンバーを確認できる物(通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)および運転免許証などの本人確認ができる物(郵送の場合は、マイナンバーが確認できる物の写しおよび本人確認ができる物の写しを同封)
 - ▶申告が必要な方と同一世帯ではない代理人が申告する場合は、委任状と代理人の本人確認ができる物
 - ▶平成28年中の収入金額が分かる書類(給料や年金の源泉徴収票、給与明細書など)
 - ▶国民健康保険料・国民年金保険料(国民年金基金を含む)・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書や控除証明書(保険料の決定通知書は使用できません)
 - ▶医療費の領収書・高額療養費などの給付金額が分かる物
 - ▶生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ▶海外在住の扶養親族各人への送金関係書類・親族関係書類(戸籍の附票の写し、国・地方公共団体が発行した書類および国外居住親族のパスポートの写し、または外国政府・外国の地方公共団体が発行した書類(住所・氏名・生年月日の記載がある物)) ※外国語で作成の場合は日本語での翻訳文が必要です。
 - ▶障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳(写しでも可)・障害者控除対象認定書など
- 住民税申告会場** 【受付時間】 午前9時～午後4時30分
(2月16日や月曜日は、大変混み合うことが予想されます)

日程	会場
2/16(木)～3/15(水) (土・日曜日を除く)	区民ホール(区役所2階) 2/26日は午前9時～正午まで受け付けます。 区民ホール会場は大変混み合いますので、下記会場もご利用ください。
2/23(木)・24(金)	▶堀切地区センター(堀切3-8-5) ▶高砂地区センター(高砂3-1-39) ▶亀有地区センター(亀有3-26-1)リリオ館7階)
2/27(月)・28(火)	▶金町地区センター(東金町1-22-1) ▶新小岩地区センター(新小岩2-17-1) ▶柴又地区センター(柴又1-38-2)
3/2(木)・3(金)	▶水元地区センター(水元3-13-22) ▶東四つ木地区センター(東四つ木1-20-4) ▶新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1) ▶南綾瀬地区センター(堀切7-8-22)

住民税申告書配布場所 申告会場の他、区民事務所・区民サービスコーナーで配布しています。郵送希望の方は電話で税務課へご連絡ください。区ホームページ(トップ)オンラインサービス→申請書ダウンロード→税金)からも取り出せます。

平成28年に葛飾区へ申告をした方は、2月上旬に住民税申告書を送付します。

郵送で申告する場合は住民税申告書に同封されている返信用封筒を使用し、郵便局の窓口から簡易書留で発送してください。

住民税申告書の郵送請求・郵送申告・担当課 〒124-8555葛飾区役所税務課 ☎5654-8550

申告期限を過ぎると、住民税の決定が遅れたり証明書の発行に時間が掛かったりする場合があります。

医療費控除を受ける方へ

事前に領収書の合計金額を計算し、お持ちください。

医療費が「年間10万円以上」または「所得の5%以上」に該当する方が対象です。また、控除対象となる限度額は200万円です。健康保険から支給された高額療養費や保険会社などから支給された保険金額などを差し引いた金額が該当します。

おむつ代の医療費控除は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。なお、2日目以降の方は区が発行する「確認書」を証明書として申告に使用することができます。

公的年金などを受給している方へ

公的年金などの収入金額の合計額が年間400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、税務署へ所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です。

次に該当する方は区役所へ住民税の申告が必要です。

- ▶公的年金などに係る雑所得以外の収入があり、確定申告をしない方
- ▶日本年金機構に申告した控除以外の控除を追加する方(扶養控除、社会保険料控除など)

詳しくは、税務課(区役所3階321番)へお問い合わせください。

住民税納税額のお知らせ

個人で納付する方(普通徴収)および公的年金天引き(年金特別徴収)の方には、6月中旬に税額決定通知書を送付します。非課税の方には送付しません。給与天引き(特別徴収)の方には、勤務先を通じてお知らせします。

平成29年度の住民税課税状況の証明書を6月中旬から発行します

給与天引き(特別徴収)の方は5月中旬から、個人で納付する方(普通徴収)および公的年金天引き(年金特別徴収)の方は6月中旬から発行します。1通300円です(マルチコピー機での発行は200円)。

発行場所

税務課(区役所3階321番)、戸籍住民課(区役所2階217番)、区民ホール(区役所2階マルチコピー機)、区民事務所、区民サービスコーナー、マルチコピー機のあるコンビニエンスストア

住民税などの納税は、便利な口座振替をご利用ください

申込書は区内の金融機関、区役所、区民事務所、区民サービスコーナーに備えています。

区役所や区民事務所の窓口では、口座名義人ご本人のキャッシュカード(一部を除く)をお持ちいただくこと、印鑑不要で簡単に住民税の口座振替手続きができます。

問い合わせ

- ▶住民税(普通徴収分) 税務課(区役所3階321番) ☎5654-8201
- ▶所得税・消費税 葛飾税務署(立石8-31-6) ☎3691-0941
- ▶個人事業税他 東京都葛飾都税事務所(区役所2階232番) ☎3697-7511

税申告特集

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

マイナンバーの記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、税務関係書類へのマイナンバーの記載が必要となりました。また、申告書を提出の際にも、本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

申告書提出の際の本人確認について

- ▶マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。
- ▶マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバーの記載がある住民票の写しなどの他、運転免許証などの本人確認書類が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



所得税

申告は葛飾税務署(立石8-31-6) ☎3691-0941

申告書の提出はお早めに

確定申告書などの用紙は、税務署や区役所の他、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)からも取り出せます。申告書は、税務署窓口、税務署の時間外収受箱への投函、e-Tax(国税電子申告・納税システム)、郵便・信書便による送付の他、税務課(区役所3階321番)でも提出できます。

平成28年分の申告と納税			
	所得税および復興特別所得税	個人事業者の消費税および地方消費税	贈与税
申告・納税の期限	3/15(水)	3/31(金)	3/15(水)
振替納税の振替日	4/20(木)	4/25(火)	

申告や納税が期限を過ぎると、加算税や延滞税が掛かる場合があります。

また、延滞税は振替口座の残高不足などで振替できなかった場合にも発生する場合がありますので、ご注意ください。

申告会場・問い合わせ

葛飾税務署(立石8-31-6)
☎3691-0941(自動音声でご案内します)
車での来署はご遠慮ください。

国税庁ホームページで申告書などが作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告や青色決算書などが作成でき、印刷して郵送などで提出することができます。

便利なe-Taxもご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書はe-Taxでも送信できます。

e-Taxのメリット

- 3月15日(水)までは、24時間いつでも利用可能!(メンテナンス時間を除く)
- 収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算!
- 作成した申告書などのデータを保存しておけば、翌年の申告で利用可能!

e-Taxのご利用には事前の準備が必要です

- 電子証明書の取得やICカードリーダーライターなどの事前準備が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 問い合わせ**
- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
- ▶3月15日(水)まで 月～金曜日、日曜(2月5日・12日を除く)午前9時～午後8時
 - ▶3月16日(木)以降 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時

財産債務調査および国外財産調査の提出について

- 財産債務調査 以下の全てに該当する方は、3月15日(水)までに提出が必要です。
 - ▶所得税などの確定申告書の提出が必要な方
 - ▶平成28年の総所得金額および山林所得金額の合計額が2,000万円を超える方
 - ▶平成28年12月31日時点、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方
- 国外財産調査 平成28年12月31日時点、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日(水)までに提出が必要です。

申告書作成会場を開設します

会場 葛飾税務署(立石8-31-6)

開設期間 2月9日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く)ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設します。

受付時間 午前8時30分から(提出は午後5時まで)

相談時間 午前9時15分～午後5時

会場の混雑状況により、長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早めに締め切る場合があります。

また、車での来署はご遠慮ください。

税理士による無料申告相談

申告相談および確定申告書の作成指導を行います(作成した申告書は提出できます)。

申告書の提出のみの方は、葛飾税務署へお持ちいただくか、郵送してください。

日程・会場 下表のとおり。直接会場へ。

日程	会場
2/3(金)まで	高砂地区センター(高砂3-1-39)
2/3(金)まで	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
2/10(金)まで(土・日曜日を除く)	金町地区センター(東金町1-22-1)
2/6(月)～10(金)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
2/15(水)・16(木)	葛飾税理士会館(立石7-12-7)

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※車での来署はご遠慮ください。

相談時間

- ▶午前9時30分～正午(受け付けは午前11時30分まで)
- ▶午後1～4時(受け付けは午後3時30分まで)

相談内容

- ▶小規模納税者の所得税(復興特別所得税)、消費税・地方消費税の申告(譲渡所得のある方、相談内容が複雑な方を除く)
- ▶年金受給者、給与所得者の所得税(復興特別所得税)の申告

相談・申告に必要な物

- ▶源泉徴収票や医療費の領収書など
- ▶前年分の申告書などの控え
- ▶印鑑、筆記用具、計算器具
- ▶還付の場合は申告が必要な方の金融機関および口座番号の分かる物
- ▶申告が必要な方のマイナンバー(個人番号)カード、またはマイナンバーを確認できる物(通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)および運転免許証などの本人確認ができる物

申告書の受け付け・問い合わせ

〒124-8560葛飾税務署(立石8-31-6)
☎3691-0941(自動音声でご案内します)
【担当課】 税務課

個人事業税

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円を超える方に対して掛かる都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。

該当業種や税額の計算など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

東京都台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1683